

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
<p>1 (23) 地すべり等防止法 (農地整備課・森林づくり推進課・砂防課)</p>	<p>地すべり防止区域 (法3)</p>	<p>地域振興局長 建設事務所長 砂防事務所長 (委 任)</p>	<p>許 可 地域振興局 (農地整備課) (林務課) 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課)</p>	<p>(行為の制限) 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） 3 のり長3m以上ののり切り又は直高2m以上の切土 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 5 地表から深さ2m以上の掘さく又は地すべり防止施設から5m以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から1mを超える地域における地表から深さ50cm未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。） 6 載荷重が1㎡につき10t以上の土石その他の物件の集積</p>	<p>法18① 令5 (適用除外) 法20 令4</p>	<p>[主管課] 1 砂防指定地の存する場合及び2、3以外の場合 [砂防課] 2 保安林の存する場合 [森林づくり推進課] 3 土地改良事業の施行又は計画地域の存する場合 [農地整備課] [適用除外] 1 森林法第34条第2項及び砂防法第4条の規定により許可を受けたもの 2 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他の漏水のおそれの少ない管渠で、その有効断面積が45㎤以下のものをもって地下水を引く行為 3 地下水をくみ上げる行為（1馬力を超える動力を用いてくみ上げる行為を除く。） 4 水道管（有効断面積が45㎤をこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管、その他これらに類する物件の埋設 5 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為。 6 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為。 7 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為。 8 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為。 9 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為。</p>